

# 日本国際保健医療学会ハラスメント関係指針

## 序文

日本国際保健医療学会（以下、「本学会」と略す）は、学術研究や学問の進展に貢献する全ての人々の人権が尊重され、安全かつ包括的な環境で活動できることを確保することを目指している。そこでは、多様性を尊重し、全ての人々が、様々な学会活動に参加し、貢献する機会を公平に提供することを重視している。このハラスメント関係指針は、本学会がハラスメントを徹底的に禁止し、違反があった場合には適切な対応が取られることを保証するためのものである。

本学会が、ハラスメントの予防に積極的に取り組むことで、学会の目標を達成し、学問の進展を促進し、すべての会員がこの指針を理解し、遵守することで、学会のコミュニティがより健全で繁栄することを期待する。

## 目的

日本国際保健医療学会は、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント等、一切のハラスメントを容認せず、本学会に関わる全ての人々の基本的人権および尊厳を守り、各自が安心して快適に学会活動や職務に従事できるようにすることを目的とし、この指針を定める。

## 基本指針

本学会は、学会に関わる全ての人々の基本的人権および尊厳を守るために、「ハラスメントが生じないような環境を確保すること」および「ハラスメントが生じている可能性がある」と判断される場合に、早期に事態を的確に把握し、被害者の人権の擁護・尊厳の維持回復に主眼を置いて迅速に適切な対処を行ない、同様のハラスメントの再発を防止すること」に努める。

## 本指針におけるハラスメントの定義と適用対象行為

ハラスメントは、一般的に、他人に対して不快や不快な状況をもたらす行動や言動を意味する。それはしばしば、性別、人種、宗教、性的指向、年齢、身体的外見、障害、民族性、経済的地位などの個人の属性や属性に基づいて行われる行為をさす。

具体的な行為として、侮辱的な言葉、人種差別的な発言、性的な冗談やジョーク、差別的な呼び名など、口頭でのハラスメント、身体的な接触、追跡、嫌がらせのジェスチャーや行動、脅迫的な振る舞いなど、物理的な形でのハラスメント、見つめられること、嫌がらせの視線、意味深なジェスチャーなど、言葉を使わずに行われる非言語的なハラスメント、電子メール、ソーシャルメディア、テキストメッセージなどを通じて行われる電子上でのハラス

メントがある（オンラインでの嫌がらせやいじめも含む）。

### **本指針の対象の活動**

基本的には、本学会の学会活動に関わるあらゆる行為が、本指針の適用対象となる。本学会の学会活動とは、基本的に以下を指す。

1. 本学会の総会・大会・大会懇親会、また本学会が主催・共催・後援その他の方法で関与するシンポジウム・講演会等のイベント、ウェブ上、学会誌上におけるあらゆる活動。
2. 本学会の諸役員、諸委員やワーキング・グループのメンバーとしての業務に関わる活動。
3. 本学会事務局の諸業務（問い合わせや諸手続き等）に関わる活動。
4. 事務局職員（非常勤、アルバイトをも含む）としての活動。

### **本指針の対象者**

上記の学会活動中のものであれば、本学会の会員同士（賛助会員を含む）、事務局職員同士、会員と事務局職員の間のものでなく、本学会の会員や事務局職員と活動をした外部の人や組織も対象となる。

ただし、本学会の会員や事務局職員が行なった行為であっても、上記の学会活動中のものでない場合には、学会として事に対処する対象からは除外する。

### **ハラスメント防止・対応策**

#### **1. 会員への予防啓発活動**

コンプライアンス委員会を中心に、ハラスメント防止も、コンプライアンス遵守の一部として、研修内のテーマにあげるなど、定期的に会員に情報を提供する。また、ホームページやメーリングリストを活用し、会員へハラスメント指針の周知を徹底し、相談窓口の設置も広く通知する。

#### **2. 会員からのハラスメントの相談と調査の手続き**

本学会では、すべての学会員・学会職員等が法令等を遵守し高い倫理性を保持して業務を遂行する態勢を確立し、もって本学会の適正な事業運営と健全な発展を図ることを目的し、「コンプライアンス指針」が定められている。ハラスメントへの取り組みも、コンプライアンス遵守の一部であり、コンプライアンス指針第7条では、下記の通り、コンプライアンスの違反行為の処理を定めている。

「コンプライアンス委員長は、コンプライアンス違反行為の疑いがあると判断した場合には、速やかに理事長に報告し事実関係を調査し理事会に報告する。その事実が法令上の違反行為に該当するか検証し、必要な場合には速やかに改善措置を講ずる等適切に対処しな

なければならない。特に問題がある場合には、理事会にて審議を行い、必要な措置を講ずる。措置に対して不服の場合には、理事会において審議を行う」

ハラスメントの対応も、上記の枠組みを用いて実施する。

### **(1) ハラスメントの相談、適切な対応のための体制**

相談者は、随時、学会相談窓口でハラスメントの訴えを行うことができる。

ハラスメントの相談・申立て窓口は、学会事務局から独立した連絡先を確保することとし、事務局を経由せずに、相談担当者に直接連絡がはいる、相談が可能となるようにする。相談を受けた窓口担当者は、プライバシーを保護するために必要な措置を講じ、秘密厳守裡に相談者と面談し、聴取を行う。相談者の同意を得た上で調査を開始する場合には、理事長に報告する。また、本学会は、相談窓口担当者に必要な研修を行う。

相談体制、申し立ての方法の詳細は、別に定める指針細則に従う。

### **(2) 調査の実施と結果の報告**

調査は、相談者、ハラスメント行為者の主張や提出された証拠を公正に考慮して、何が行われたか（行われなかったか）についての事実認定を行い、事実と認定された行為や言動が（イ）相手に対して、身体的または精神的な不快、苦痛、脅威、傷害、不利益等を与えたか、（ロ）これにより相手の人権と尊厳を侵害したか、（ハ）教育・研究その他本学会員の適正な活動環境を悪化させたかを判断する。そのために、相談者、ハラスメント行為者、必要時には、第三者から聴取を行う。コンプライアンス委員長は、調査の結果を、理事会で報告する。

### **(3) 処分と公開**

コンプライアンス委員会より報告を受けた理事会は、協議のもと、当該ハラスメント事案について、適切な場所での公表および処分などを含む必要な措置を講ずる。なお、処分に関しては、別に定める指針細則に従う。

## 日本国際保健医療学会ハラスメント関係指針 細則（案）

### 目的

この細則は、一般社団法人日本国際保健医療学会が「ハラスメント関係指針」（以下、「本指針」と略す）を対象者に遵守させるにあたり、本指針の具体的な運用方法を示すことを目的とする。

### ハラスメント相談窓口

ハラスメント相談窓口は、コンプライアンス委員会では、委員長およびもう 1 名の委員を相談担当者とする（1 年ごとの交代制とする）。

### ハラスメント相談・申立ての方法

相談・申立てのための窓口（ウェブフォーム入力等）は、日本国際保健医療学会ウェブサイトに掲載する。

### 会員によるハラスメント行為がみとめられた場合の処分

ハラスメント行為者が会員であり、調査によりハラスメント行為が認められた場合、日本国際保健医療学会理事会は、コンプライアンス委員会の報告に基づき、当該事案における諸事情・当該事案における被害の程度・当該事案の重大性・事案発生後の対処状況・被害者の処罰感情・行為者の前歴等諸般の事情を勘案の上、以下のいずれかの処分を科すことができる。なお、理事会への報告が必要な際には、個人情報の保護を配慮し、報告をする。また、除名処分に関しては、本会定款の第 9 条に則ることとする。

- ①会長による注意
- ②各種委員の資格停止
- ③会員の一部資格停止（大会など学会活動の場への参加停止）
- ④会員の全資格停止
- ⑤除名

### 非会員によるハラスメント行為が認められた場合の処分

ハラスメント行為者が会員でなく、ハラスメントが為されたと認められた場合、日本国際保健医療学会理事会は、同様に諸般の事情を勘案の上、以下の対応を行うことができる。

- ①会長による注意
- ②学会活動への参加の停止
- ③解雇・減給・停職等の雇用上の処分（学会と雇用関係がある場合）

### 本細則の変更について

本細則の記載に変更の必要性が生じた場合には、コンプライアンス委員会で変更案を作成し、理事長と相談のもと、変更ができる。